

般若団文化奨励賞実施要項

(目的)

第1条 この要項は、神戸大学（以下「本学」という。）の課外活動団体であった般若団（昭和31年設立）のOB会からの寄附金により、本学の文化系課外活動団体のうち顕彰に値する団体に対し、般若団文化奨励賞を授与し、もって文化系課外活動団体の活動を支援することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、大学公認の文化系課外活動団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- (2) 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
- (3) 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

2 1年間における表彰団体の数は、3団体を上限とする。

(表彰候補者の推薦)

第3条 各課外活動団体の顧問教員は、前条各号のいずれかに該当すると認められる課外活動団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、賞金20万円を授与する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として毎年3月に行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、般若団文化奨励賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年9月4日から施行し、令和元年度以後の活動について適用する。

別記様式第1（第3条関係）

推 薦 書

令和 年 月 日

学 長 殿

推薦者(顧問教員)

所 属 学部・研究科

職 名

氏 名

次の学生・学生団体は、般若団文化奨励賞実施要項第2条第 号に該当すると認められるので、推薦します。

表彰候補者	団体名 部 代表者所属 学部 学科 第 年次 研究科 課程 専攻 代表者氏名
推薦理由	

*表彰状の写し、新聞記事等を添付してください。

